

桶川市福祉事務所嘱託医設置要綱

(平成27年3月26日桶川市告示第43号)

(設置)

第1条 次に掲げる業務の適正かつ円滑な実施を図るため、桶川市福祉事務所に内科嘱託医及び精神科嘱託医を置く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助業務
 - (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給業務
 - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別障害者手当等の支給業務
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による医療支援給付等業務
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療（育成医療）の支給業務
 - (6) 桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年桶川市条例第22号）によるひとり親家庭等医療費支給業務
- (委嘱及び任期)

第2条 嘱託医は市長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、任期途中で嘱託医の解職があった場合の後任の嘱託医の任期は、前任者の残任期間とする。

2 嘱託医は、再任することができる。

(身分)

第3条 嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

(職務内容)

第4条 嘱託医の職務は、次のとおりとする。

- (1) 医療扶助、医療支援給付等に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容の検討に関すること。
- (2) 要保護者又は要支援給付者についての調査、指導又は検診に関すること。
- (3) 医療券、診療報酬請求明細書等の内容の検討に関すること。
- (4) 職務を通じて気付いた問題点等の専門的判断、必要な助言及び指導に関すること。
- (5) 特別障害者手当等、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費の申請に基づき、障害程度認定基準に従った障害程度の認定についての審査に関すること。
- (6) 自立支援医療（育成医療）に関する意見書（診断書）の内容の点検に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める事項に関すること。

（勤務日数）

第5条 内科嘱託医にあつては月3日以上、精神科嘱託医にあつては月1日以上出勤して職務に従事する。

（秘密の保持）

第6条 嘱託医は、常に厳正中立の態度をもって職務に従事し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬）

第7条 嘱託医の報酬は、桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年桶川市条例第16号）に定めるところにより支給する。

（公務災害等の補償）

第8条 嘱託医の公務災害及び通勤災害の補償については、議会の議員そ

の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年桶川市条例第23号）に定めるところにより支給する。

（委嘱の解除）

第9条 市長は、嘱託医が次の各号の一に該当するときは、任期中であっても、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 勤務状況が良くないとき。
- (3) 嘱託医としての適性を欠いたとき。
- (4) 辞職を申し出たとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。